

6 豊産建維第 40－2 号
令和 6 年 6 月 13 日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様
豊前市監査委員 郡 司 掛 八 千 代 様

豊前市長 後 藤 元 秀
(建 設 課)

定期監査等の結果について(回答)

令和 6 年 5 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 道路、水路等占用について

(1) 占用料の徴収について

豊前市道路占用料徴収条例第 4 条第 1 項によると、占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、「毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収する」と規定されている。しかし、納入通知は 6 月に行われ、その納期限は 3 か月後としていた。また、未納者への督促が然るべき時期に行われていなかった。

これらの事務が滞っている原因を究明し、解消に努められたい。また、事務の改善だけでは事態の解消が困難と考える場合は、条例の改正も視野に入れ、条例に沿った徴収事務に努められたい。

さらに、今後金融機関の窓口で収納したものに対して手数料が発生することになるため、関係部署と連携し、統一した取り扱いとなるよう協議を進められたい。

【措置内容】

今後、適正に処理に努めると共に、事務改善の伴う条例改正も視野に入れ協議をしていきたいと考えております。

(2) 継続占用の手続きについて

継続占用の手続きについては、豊前市道路占用条例第5条に「許可の期間を更新しようとする者は、期限満了前までに更に第3条の手続きをしなければならない。」とある。また、豊前市法定外公共物管理条例第6条に「占用等の許可の期間満了後、占用等の許可の更新をしようとするものは、当該占用等の許可の期間満了の日の30日前までに市長に更新の申請をし、その許可を受けなければならない。」とある。継続占用の手続きについて、条例に沿った手続きとなるよう改善されたい。

【措置内容】

道路及び法定外公共物の占用には、宅地乗入に伴う占用料免除の物件と占用料の発生する有料の占用物件がある。どちらの場合も当初の許可書をお渡しする際に、占用期限があり、更新申請が必要は旨を説明している。占用料免除の物件まで含めるところまでの申請が相当数に及ぶことから、今後すべての占用者に申請勧奨をすることについては係員の人数、システムの有無、各係員の業務内容を勘案しながら条例改定も含めて検討していきたい。

2. 契約事務について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。そのため、契約の透明性や公平性、競争性に疑念を持たれることのないよう、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠や客観的理由を示し、適正な事務処理が必要である。しかし、起案文書に必要な記載がなされていないものが見受けられ、随意契約事務に関する認識の希薄さと内部統制機能の低下が懸念されるところである。

また、経験の浅い職員が適正な事務処理や関係法令等を理解していない場合もある。職員一人ひとりが正しい知識を身に付けることにより、事務処理能力を高めるとともに、組織として知識・技術の継承が十分に図られる。そのために管理監督者が果たすべき役割は、より一層高まっている。今後とも、知識・技術の継承は継続的に取り組むことが必要であり、適正な事務処理をさらに推進されたい。

【措置内容】

今後は、豊前市随意契約ガイドラインに則り、法的根拠を理解と共に、課係内での経験を共有し適正な事務処理に努める。

(2) 随意契約における工期の設定について

工期の設定が、当該年度の末日になっている工事が数件あった。工事の完成後、完成検査調書の作成、検査員による検査、合格通知書の発行等を考えると、年度の

末日にすべてが完結するとは考え難い。適切な工期を設定していただきたい。

【措置内容】

今後は、適正工期になるよう、努めて行きたいと考えております。

3. 備品台帳の整備について

備品の購入履歴と照合を行った結果、備品台帳に記載されていないものや、廃棄した備品が台帳に登録されたままとなっていたものが散見された。また、備品台帳と実際の設置場所が一致していないなどの不整合が存在していた。

現物の備品と、備品台帳が一致していなければならないことを意識し、備品を購入、廃棄処分する際には、備品台帳上の手続きを怠らないようにされたい。また、定期的に現物の備品と点検するなど、備品の管理が軽視されることがないように、適切な管理に努められたい。

【措置内容】

前回の定期監査より、備品台帳の管理が徹底されていなかった。今後は、備品台帳を整理し、財産の管理に努めます。